

指定を不要とする旨の申出（別段の申出）の取下げに係る事務取扱要領

第1 趣旨

健康保険法第63条第3項第1号の規定による保険医療機関又は保険薬局に指定された病院若しくは診療所又は薬局、介護保険法第94条第1項又は第107条第1項の許可を受けた介護老人保健施設又は介護医療院（以下、「保険医療機関等」という。）が、介護保険法第71条第1項、第72条第1項及び第115条の11で規定する介護保険法施行規則第129条、第130条、第140条の20及び第140条の21の規定による別段の申出（以下、「別段の申出」という。）を行った後に、当該申出に係る指定居宅サービス又は指定介護予防サービス（以下、「指定居宅サービス等」という。）を実施する場合の取扱いについて、必要な事項を定める。

第2 別段の申出後に当該指定居宅サービス等を実施する場合の手続き

- 1 別段の申出をした保険医療機関等が、申出後に当該指定居宅サービス等を実施しようとする場合は、原則として、当該サービスを開始する日の属する月の前月15日までに「指定を不要とする旨の申出書の取下げ書（以下、「取下げ書」という。）」（別紙様式）を旭川市長に提出すること。
- 2 当該取下げ書には、提供しようとする指定居宅サービス等についての「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」及びその他必要な書類を添付すること。
- 3 取下げ書の提出を受けた市長は、取下げ書に記載の「取下げ日（事業開始予定日）」をもって、介護保険法第71条第1項、第72条第1項及び第115条の11の規定により第41条第1項又は第53条第1項の指定があったものとみなされる「みなし指定」を適用するものとする。

第3 別段の申出後に当該指定居宅サービス等について通常の指定申請により指定を受けている保険医療機関等の取扱い

第2の規定により、「みなし指定」となる保険医療機関等との均衡を図るため、別段の申出後に当該指定居宅サービス等について通常の指定申請により指定を受けている保険医療機関等の指定更新手続については、指定有効期間の満了までに職権により指定を更新することとし、指定を更新した旨を当該保険医療機関等に通知するものとする。

附 則

この要領は令和2年6月8日から施行し、令和2年4月1日から適用する。